

# 附 則



# 附 則

## 1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成27年4月1日から実施いたします。

## 2 需要場所についての特別措置

### (1) 適用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申し出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申し出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申し出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、35（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、35（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

### (イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

### 3 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、17（使用電力量等の計量）(3)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

### 4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

(1) 使用電力量または最大需要電力は、17（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

(2) 有効電力量および無効電力量は、17（使用電力量等の計量）(8)にかかわらず、(1)に準ずるものといたします。

### 5 アンシラリーサービス料金対象容量の取扱い

(1) 高圧で連系される場合

イ 平成17年3月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

ロ 平成13年1月1日から平成17年3月31日までの期間において、特別高圧から高圧に供給電圧を変更されたお客さまについては、イにかかわらず、25（アンシラリーサービス料金）(2)によります。ただし、以下の発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(イ) 平成12年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(ロ) 特別高圧から高圧に供給電圧を変更された日から平成17年3月31日までの期間に当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(2) 特別高圧で連系される場合

平成12年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(3) 太陽光発電設備および風力発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(4) 当社の供給設備に連系している発電設備のうち、(1)、(2)または(3)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス料金対象容量は、次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス料金対象容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A = 当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力の合計値

B = (1)、(2)または(3)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C = 25（アンシラリーサービス料金）(3)の控除容量

## 6 この供給条件の実施にともなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金算定期間の料金およびアンシラリーサービス料金の算定にあたっては、18（料金の算定）、19（日割計算）および28（アンシラリーサービス料金の算定）に準じて日割計算を行い、料金およびアンシラリーサービス料金を算定いたします。

